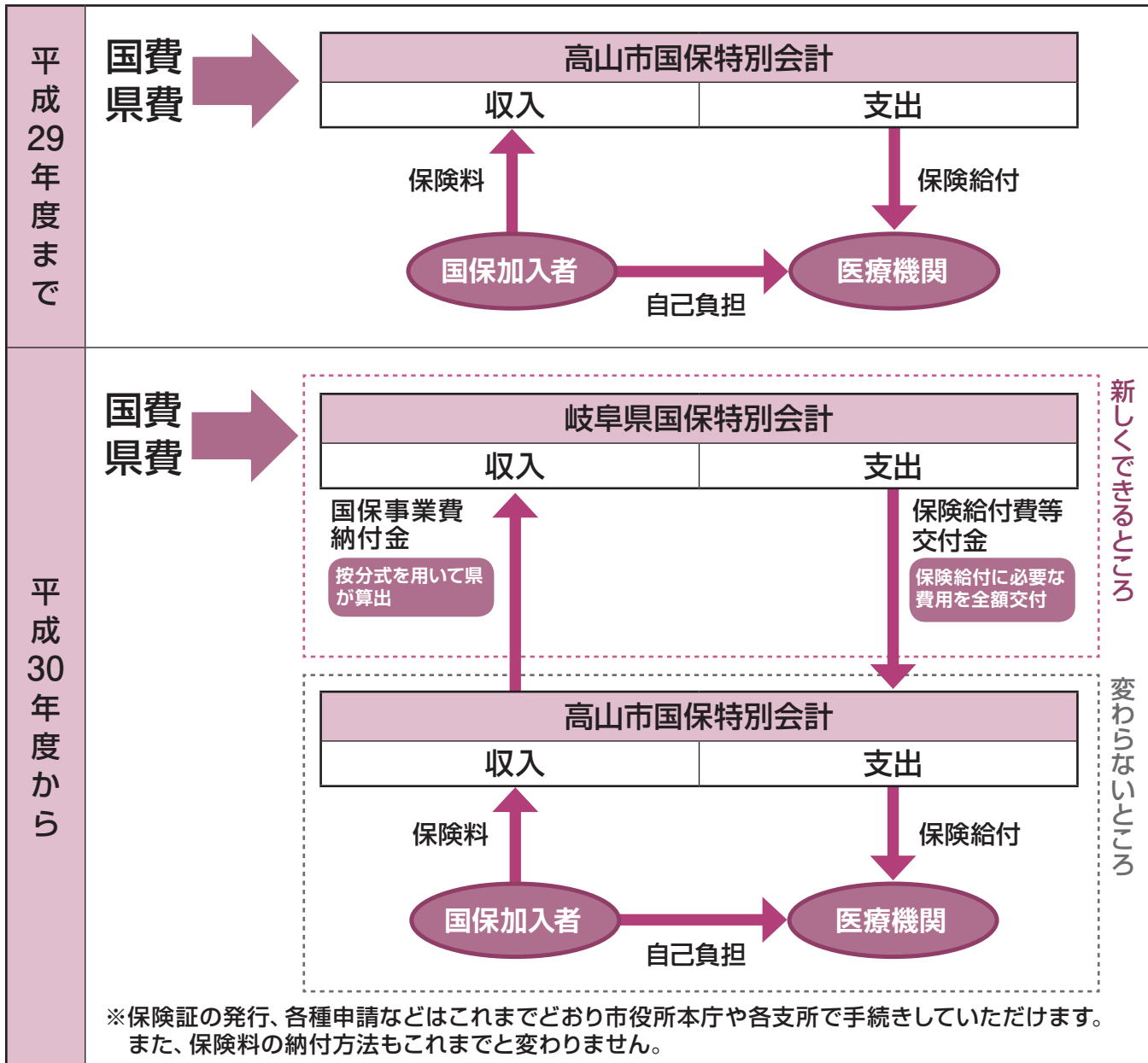


新たな国保財政の運営のしくみ

4月から変わる国保制度について、シリーズ1回目(1月15日号)で概要をお知らせしました。今回は、「新たな国保財政の運営のしくみ」です。

4月からは、県が決定した国保事業費納付金を各市町村が県に納付し、県はそれぞれの市町村で保険給付に必要な費用を全額交付する制度になります。

これにより、1つの市町村で突然保険給付が高額になった場合でも、必要なお金は県から全額交付されるため、今までと比べて国保財政が安定します。



凍結や漏水など宅内の水道トラブルは施工した水道工事店にご相談ください。

宅内の水道トラブルや漏水修理などは、施工した水道工事店に依頼してください。

施工した工事店が不明な場合は、最寄りの水道工事店または当番水道工事店にご相談ください。

当番店の相談、対応は、受付順になります。混み合う場合は、お待ちいただくことがあります。

(工事費用は実費負担でお願いします)

